

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	森林法関連事務事業			事業コード	0671
所属コード	142000	課等名	農林部 林政課	係名	森林管理係
課長名	高橋 山雄	担当者名	北村 佳奈子	内線番号	6055
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産基盤の整備	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 6 款 2 項 1 目 総務事務（001-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 平成 11 年度
根拠法令等 (H26)	森林法			

(2) 事務事業の概要

森林法に基づく市への伐採届の審査と、現地指導、並びに県所管の事務である林地開発許可に関連する業務を行うことにより、森林の適正な利用に努める。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

森林法による。なお、平成 10 年度までは伐採届の事務は振興局（県）が主管していた。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

地球規模での環境の保全、持続可能な森林経営の推進、違法伐採対策の観点から、「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」が平成 18 年 2 月に林野庁によって定められた。このことにより、伐採届の確実な提出や適合通知の確実な運用が求められている。また、伐採後の造林が適正に行われるよう届出の様式が平成 20 年度に改正されている。更に、平成 23 年度の森林法の改正により、届出の様式が改正された。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 対象（誰が、何が対象か）

民有林

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 民有林面積	ha	48,336	48,336	48,336	48,336	48,336
B						
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

伐採届出：審査し，森林整備計画に合致するものは適合通知を，適合しない場合は確認通知を出す。また，林地開発許可の適用除外となる小規模な開発行為に係る立木の伐採について証明を行う。

林地開発：許可権者である振興局とともに現地調査を行う。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 伐採届出の審査件数（林業分）	件	77	71	99	71	120
B 林地開発指導件数	件	1	0	1	0	1
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

若齢林の伐採の抑制，適正な伐採，森林の乱開発の防止を図り，適正なる林業振興を図る。なお，本事業は林業振興に位置付けられているが，環境保全の要素も大きい。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 伐採届出件数（林業分）	■上げる □下げる □維持	件	77	71	99	71	120
B 林地開発指導件数	□上げる □下げる ■維持	件	1	0	1	0	1
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					

	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					
	⑤その他()	千円					
	A 小計 ①～⑤	千円					
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	470	470	602	470	720
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	1,880	1,880	2,408	1,880	2,880
計	トータルコスト A+B	千円	1,880	1,880	2,408	1,880	2,880
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

適正な伐採や開発指導が林業振興に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であり，妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であり，妥当である。

④ 廃止・休止の影響

森林法第 10 条に規定されており，廃止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

関係者への周知徹底をはかり，林地パトロールを増やす。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

受付件数にもよるが，事務の効率化を図ることによって業務時間数を減らせる可能性はある。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	農林業の振興	コード	21
	小施策（推進項目）	生産基盤の整備	コード	2

(2) 改革改善の方向性

森林法に基づく事務であるが、より有効的に指導できるよう検討する必要がある。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

伐採の届出制度が現在も周知されていない面があるので、広報・PR活動に力を入れる。林地開発に係る業者とのトラブルについては、関係部署と連携して、関係法令に基づく業者への指導を行う。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

本年4月の山火事で、森林所有者の特定に、この事業の届出書が役に立っている。旧市の山林の地籍調査は始まったばかりであり、これらの届け出は重要な資料となる。周知に努め、届け出が可能な限り100%行われるよう改善していく必要がある。